

令和6年かすみがうら市議会第3回定例会

委員会提出議案集

令和6年9月24日提出

かすみがうら市議会

目次

1. 委員会発議第3号 かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例の 制定について	．．．． 1～3
---	----------

(参考資料)

○ 付議事件(条例)条文新旧対照表	．．．． 4～5
-------------------	----------

かすみがうら市議会委員会条例 (第1条及び第2条関係)

新旧対照表	．．．． (4～5)
-------	------------



委員会提出議案第3号

かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例の
制定について

上記の議案を別紙のとおりかすみがうら市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条の規定により提出します。

令和6年9月24日提出

かすみがうら市議会

議長 小座野 定信 様

提出者 議会運営委員会

委員長 矢口 龍人

提 案 理 由

かすみがうら市行政組織条例の一部改正に伴い、市議会委員会条例の所要の改正を行うものである。市執行部において、行政組織機構のスリム化と見直しを進め、関係例規整備の提案があり、市長の意向をスピーディに政策につなげようという先進的な行政機構改編の提案があり、市議会においても、今回の提案は、かすみがうら市民を取り巻いている複合的かつ重層的な課題に対して、より多様な意見を集約し、活発な議論を展開することで、解きほぐすのが困難と思われる課題をも解決へと導き、市議会に求められている機能を積極的に果たそうという意欲を携えた、改編の取り組みである。

具体的には、現在の常任委員会は総務委員会・文教厚生委員会・産業建設委員会の3委員会制で運営しているが、文教厚生委員会はそのままとし、総務委員会と産業建設委員会とを合わせ、総務経済委員会とし、2委員会制として、ひとつの委員会あたりの人数を増やし、県平均 6.8 人に近い構成人員とすることで、現代に特有な、本市に固有な、数々の課題に対して、未来への灯となる、多角的な視点から検討していくことをねらいとするものである。

実施時期については現在の常任委員の任期終了を待って新たな委員会の体制とし、来年度の市の行政機構改編に準じて所管を変更するものである。

市議会に求められる機能を果たすには、どのようにすれば効率的な組織運営となるのか、議会運営委員会で濃密な議論をかわし、委員各位の賛成を得て提案するものである。

なお、この条例中第1条の規定は、令和7年2月7日から、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行するものである。

令和6年かすみがうら市条例第 号

かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例

第1条 かすみがうら市議会委員会条例（平成17年かすみがうら市条例第151号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「総務委員会」を「総務経済委員会」に、「6人」を「8人」に、「及び監査委員事務局」を「、監査委員事務局、産業経済部、都市建設部、上下水道部及び農業委員会事務局」に改め、同項第2号中「5人」を「8人」に改め、同項第3号を削る。

第2条 かすみがうら市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「市長公室、総務部」を「総務企画部」に、「会計課」を「会計事務局」に改め、「、上下水道部」を削る。

附 則

この条例中第1条の規定は令和7年2月7日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。

(参考資料)

付議事件（条例）条文新旧対照表

かすみがうら市議会委員会条例 新旧対照表(第1条関係)

改正前	改正後
<p>(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及び所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 6人</p> <p>市長公室、総務部、消防本部、会計課及び監査委員事務局の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) 文教厚生委員会 5人</p> <p>市民部、保健福祉部及び教育委員会事務局の所管に関する事項</p> <p>(3) 産業建設委員会 5人</p> <p>産業経済部、都市建設部、上下水道部及び農業委員会事務局の所管に関する事項</p>	<p>(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及び所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務経済委員会 8人</p> <p>市長公室、総務部、消防本部、会計課、監査委員事務局、産業経済部、都市建設部、上下水道部及び農業委員会事務局の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) 文教厚生委員会 8人</p> <p>市民部、保健福祉部及び教育委員会事務局の所管に関する事項</p>

かすみがうら市議会委員会条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前	改正後
<p>(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及び所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務経済委員会 8人</p> <p>市長公室、総務部、消防本部、会計課、監査委員事務局、産業経済部、都市建設部、上下水道部及び農業委員会事務局の</p>	<p>(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及び所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務経済委員会 8人</p> <p>総務企画部、消防本部、会計事務局、監査委員事務局、産業経済部、都市建設部及び農業委員会事務局の所管に関する</p>

所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項 (2) (略)	事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項 (2) (略)
---	-----------------------------------